

共生・公正・創造



東日本タイムズ号外

<http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~JRTU-HWU/>

ジェイアール東日本労働組合
〒108-0014 東京都港区芝5丁目33番36号
TEL(NTT)03-3453-2107 (JR)057-2290
発行者/今井 伸 編集者/平 憲治

【シリーズ12】

浦和電車区事件・東京地裁公判の帰趨と J R 東日本管理者の法廷証言

現時点で浦和電車区事件裁判の結果を云々することは軽々に過ぎようが、敢えて言わせてもらうと、裁判は被害者 Y 氏（原告）側の完全勝訴に終わるだろうと思う。これは第 1 回公判から今日までの裁判傍聴者記録にすべて目を通した上での筆者の確信である。そして筆者がその思いを特に強くしたのは、「J R 東日本管理者の証言」内容からである。

平成 15 年 9 月 19 日、東京地裁における「浦和電車区事件」第 8 回公判では、被害者 Y 氏が勤務していた浦和電車区の当時の区長と副区長が証言台に立ち、検察側の主尋問が行われた。

直接的に事件を見聞き、会社上部への「調査報告書」などを作成した現場管理者の初めての証言であるので、その主要な部分について以下に紹介する。

検察：書面には、年末から組合問題があり脱退させられ、職場で孤立した。現在日勤勤務に就いているが、一部の社員から言葉の暴力を受けている。勤務遂行が困難な状態になっている、とあるが、こういう記憶はあるか。

区長：はい。

検察：書面には、一旦は乗務する気になったが、一部の社員から「乗務すれば嫌がらせは今なんてものじゃない、今以上にやってやる」「お前が乗務すると、職場が混乱する。いい加減に身の振り方を考えろ」と言われたとあるが、そういう記憶はあるか。

区長：ある。

検察：証人はこの間の経過から考えて、Y は本心から、望んで退職したと思うか。

区長：思わない。本意でなく退職したと思う。

続いて行われた当時の浦和電車区・副区長の証言も、「Y の言動が組織破壊だとは思えない」「Y は意に反して組合から脱退させられ、会社も本心では辞めたくなかったと思う」など、区長証言と完全に一致している。そこで区長証言で触れられなかった事柄などに焦点を合わせて、簡単に紹介する。

検察：証人は Y が自分から組合を辞めたいと思って脱退届を提出したと考えたか。

副区長：東労組に戻れなかったから、仕方なく脱退したのでは、と思った。

検察：証人は、Y は本心では退職したくないと考えていると認識していたのか。

副区長：そうだ。Y は「会社に残りたい」と話していた。

検察：それにもかかわらず Y が“退職”を言い出したのは、東労組による言葉の攻撃が原因だと思ったか。

副区長：そのように思った。

東労組偏重の J R 東日本の労政及び職場管理上の問題点が図らずも浮き彫りになってくる貴重な現場管理者証言である。いやしくも J R 東日本会社の現場長や副現場長という上級現場管理者が、“宣誓”した上での法廷証言に偽証などある筈がない。それ故、100%、絶対的に信用が置ける内容である。

それだけにまた、「浦和電車区事件は権力の不当弾圧」だの、「Y に対する“説得”は、憲法・労組法に保証された範囲内の正当行為」などの、松崎氏や J R 総連・東労組役員らの主張がいかにも白々しいものがよく判る証言だと思う。

< J R 東日本労政 『二十年目の検証』 49 ページから 56 ページより抜粋 >

民主化の声・声・声・・・

2005.10.20 その12

風化させるな、東労組の強要事件！

第3回公判 2003.7.7

会社のミーティングルームがつるし上げ部屋に！

2003年7月7日、東京地裁において、「東労組役員らによる脱退・退職強要事件」に対する第6回公判が行われた。この日は、被害者本人に対する反対尋問が行われ、前回同様、東労組のつるし上げ集会の再現を思わせる品の悪い尋問だった。組合脱退と会社退職を強要されたものであったことは、明々白々だ！

【被害者本人に対する反対尋問・抜粋】

(弁護人)なぜ、集会で取り囲まれてつるし上げられていると感じたのか。

(被害者)「おまえと一緒に仕事できない」など、暗に退職をほのめかされた。大勢の人に罵声を浴びせられ、この集会も脅迫の場だと感じた。

(弁護人)集会に出ない、という選択肢もあったのではないか。

(被害者)実際なかった。集会に出なければますます脅迫されると思い、出席するしかなかった。

(弁護人)ミーティングルームとはどういう部屋か。

(被害者)組合の人が使っている部屋だった。

(弁護人)証人は検事調書で、「ミーティングルームは本来は会社の小集団活動をするための会議室だが、当時は分会役員が常時使っていた」と供述しているが。

(被害者)休憩かどうかはわからないが、組合活動のために使っていた。

(弁護人)では、分会役員であるオグロは、いつも通り使っていたのではないか。

(被害者)来いと呼び出されて行ったら、オグロがいて脅しに加わった。私は待っていたものと思った。

弁護人も認めたミーティングルームの組合事務所化は、すぐれて会社の職場管理の問題である。会社施設の中で、集団つるし上げが堂々で行われていたのである。しかも、乗客の生命を預かる運転職場においてである。これを会社は、黙認し容認してきた。

いじめられた若い運転士は、どれほどのプレッシャーだったか計り知れない。

浦和電車区事件は、会社の職場管理の問題でもある！

民主化の声・声・声・・・(続く)